

	を除く。)				
	3 市町村道に関する事(交通安全施設等の整備に関する事に限る。)			1 市町村国庫補助工事の完了の認定をすること。	
	4 道路の環境整備に関する事。				

別表第3(第4条関係)

部	課	係長専決事項
健康福祉部	地域医療推進課	1 歯科技工士、診療エックス線技師及び准看護師の籍又は名簿の訂正、登録の抹消又は削除、免許証の書換交付、免許証の返納及び試験合格証明書の交付に関する事。
	健康づくり推進課	1 栄養士及び調理師の名簿の訂正、免許証の書換交付及び試験合格証明書の交付に関する事。
	知的障害福祉課	1 特別児童扶養手当法施行規則(昭和39年厚生省令第38号)第6条の規定による住所変更の届出の受理及び同規則第7条の規定による支払郵便局変更の届出の受理に関する事。
	家庭福祉課	1 児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第6条の住所変更の届出の受理及び同規則第7条の支払郵便局変更の届出の受理に関する事。
	生活衛生課	1 クリーニング業法施行令第1条の規定による免許証の訂正交付に関する事。
土木部	道路総務課	1 道路台帳の閲覧に関する事。
	道路保全課	1 軽易な道路の通行禁止及び制限の報告に関する事。

熊本県訓令第36号

本庁各部課(総室・室)  
各地方出先機関

熊本県川辺川ダム総合対策等の推進に係る理事の設置及び専決の特例等に関する規程を次のように定める。

平成15年3月31日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県川辺川ダム総合対策等の推進に係る理事の設置及び専決の特例等に関する規程

(理事の設置)

第1条 川辺川ダムに係る総合的な対策等を推進するため、熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第29号。以下「県庁処務規程」という。)第4条第1項の規定に基づき、本庁に理事を置く。

(理事の職務)

第2条 理事は、県庁処務規程第5条第2項の規定にかかわらず、次の事務を掌理し、当該事務を処理する職員を指揮監督する。

- (1) 川辺川ダムに係る総合的な対策の企画及び調整に関する事。
- (2) 球磨川流域の環境保全・改善対策等に係る総合調整に関する事。
- (3) 五木・相良地域振興計画の推進に係る総合調整に関する事。

(専決及び代決の特例)

第3条 前条に規定する事務に係る県庁処務規程別表第2の適用に当たっては、同表中「部長専決事項」とあるのは「理事専決事項」と読み替えるものとする。


2 前項の規定により理事が専決する事項について、理事が不在のときは、川辺川ダム総合対策課長が代決することができる。

(文書の取扱いの特例)

第4条 第2条に規定する事務に係る熊本県文書規程(昭和34年熊本県訓令甲第19号)第9条第1項及び第2章の規定の適用に当たっては、「部長名」とあるのは「理事名」と、「部長」とあるのは「理事」と、「部長」とあるのは「理事」と、「主管部長」とあるのは「理事」と、「部課長」とあるのは「理事又は課長」と、「主管部課長」とあるのは「理事又は課長」と読み替えるものとする。

(公印の特例)

第5条 前条の規定により理事名を用いる公文書に使用する公印（以下「理事印」という。）の名称、寸法、用途、使用する機関、管守者及びそのひな形は、次のとおりとする。

名 称	寸法（ミリメートル）	用 途	使用する機関	管 守 者	ひ な 形
熊本県理事印	方 24	一般文書用	川辺川ダム総合対策課	私学文書課長	

2 理事印の管守、使用等については、熊本県公印規程（昭和32年熊本県訓令甲第20号）第4条から第12条までの規定を準用する。

（雑則）

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。